

2024年8月

お客さま 各位

株式会社 みちのく銀行

約定返済型カードローンの一部商品内容および契約約款の 変更に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、2025年1月に予定している青森銀行との合併によるシステム移行に伴い、現在ご利用いただいている下記商品につきまして、一部商品内容およびその契約約款を変更させていただきますので、お知らせいたします。

お客さまにはご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 対象商品

商品一覧	
<みちのく>カードローン『トモカ』	<みちのく>Webカードローン『トモカ』
<みちのく>ATMカードローン	

2. 変更日

2025年1月1日（水）

青森銀行との合併日以降変更となります。それまでのお取扱いに変更はございません。

3. 商品内容の主な変更点

(1) 最終期限のお取扱い

変更後	変更前
各商品に定める <u>満年齢を迎えて最初に到来する取引期限</u> をもってその契約の最終期限とします。	各商品に定める <u>満年齢を迎える月の月末</u> をもってその契約の最終期限とします。

(2) 変動金利型商品の変更後金利の適用日

変更後	変更前
変更後の貸越利率は、 <u>基準金利が変更されて最初に到来する約定返済日</u> から適用するものとします。	変更後の貸越利率は、 <u>基準金利が変更された月の約定返済日の翌日</u> から適用するものとします。

(3) 約定返済額の算定方法

変更後		変更前																																					
<p>当座貸越元利金の返済にあたる約定返済日は毎月5日(銀行が休業日の場合は翌営業日)とし、<u>前月5日(銀行が休業日の場合は翌営業日)の約定返済後の当座貸越残高(当該日の前日における最終の当座貸越元金の額に、当行所定の算式で計算された利息の額を加えた額から、当該日に行われるべき約定返済の額として算定される額を控除することにより計算される当座貸越元利金等の残高をいう。)</u>に応じて次の通り返済を行うものとし、</p>		<p>当座貸越元利金等の返済にあたる約定返済日は毎月5日(銀行が休業日の場合は翌営業日)とし、<u>前月5日(銀行が休業日の場合は翌営業日)現在の当座貸越残高</u>に応じて次の通り返済を行うものとし、</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>前月5日の<u>約定返済後の</u>当座貸越残高</th> <th>約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>前月5日の<u>約定返済後の</u>当座貸越残高</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 30万円以下</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>30万円超 50万円以下</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円超 100万円以下</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 200万円以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>200万円超 300万円以下</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>300万円超 500万円以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>500万円超</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table>		前月5日の <u>約定返済後の</u> 当座貸越残高	約定返済額	5,000円以下	前月5日の <u>約定返済後の</u> 当座貸越残高	5,000円超 30万円以下	5,000円	30万円超 50万円以下	10,000円	50万円超 100万円以下	20,000円	100万円超 200万円以下	30,000円	200万円超 300万円以下	40,000円	300万円超 500万円以下	50,000円	500万円超	60,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前月5日現在の当座貸越残高</th> <th>約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円未満</td> <td>前月5日現在の当座貸越残高</td> </tr> <tr> <td>5,000円以上 30万円未満</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>30万円以上 50万円未満</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円以上 100万円未満</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円以上 200万円未満</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>200万円以上 300万円未満</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>300万円以上 500万円未満</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>500万円以上</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table>		前月5日現在の当座貸越残高	約定返済額	5,000円未満	前月5日現在の当座貸越残高	5,000円以上 30万円未満	5,000円	30万円以上 50万円未満	10,000円	50万円以上 100万円未満	20,000円	100万円以上 200万円未満	30,000円	200万円以上 300万円未満	40,000円	300万円以上 500万円未満	50,000円	500万円以上	60,000円
前月5日の <u>約定返済後の</u> 当座貸越残高	約定返済額																																						
5,000円以下	前月5日の <u>約定返済後の</u> 当座貸越残高																																						
5,000円超 30万円以下	5,000円																																						
30万円超 50万円以下	10,000円																																						
50万円超 100万円以下	20,000円																																						
100万円超 200万円以下	30,000円																																						
200万円超 300万円以下	40,000円																																						
300万円超 500万円以下	50,000円																																						
500万円超	60,000円																																						
前月5日現在の当座貸越残高	約定返済額																																						
5,000円未満	前月5日現在の当座貸越残高																																						
5,000円以上 30万円未満	5,000円																																						
30万円以上 50万円未満	10,000円																																						
50万円以上 100万円未満	20,000円																																						
100万円以上 200万円未満	30,000円																																						
200万円以上 300万円未満	40,000円																																						
300万円以上 500万円未満	50,000円																																						
500万円以上	60,000円																																						

4. 契約約款の変更内容

別紙【新旧対比表】をご参照願います。

5. お客さまのお手続き

お手続きの必要はございません。

以上

(別紙)【新旧対比表】みちのくカードローン契約約款 ※変更箇所抜粋

1. <みちのく>カードローン「トモカ」

新	旧
<p>第5条（貸越極度額）</p> <p>1. 貸越極度額10万円以上100万円以下（固定金利型）</p> <p>（1）この契約の取引期限は、契約日の1年後の応当日が属する月の末日（貴行が休業日の場合はその前営業日）とします。</p> <p>（2）取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が満65歳になって最初に到来する取引期限をもって最終期限として本条第3項が適用されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>2. 貸越極度額200万円以上500万円以下（変動金利型）</p> <p>（1）この契約の取引期限は、契約日の1年後の応当日が属する月の末日（貴行が休業日の場合はその前営業日）とします。</p> <p>（2）取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が満60歳になって最初に到来する取引期限をもって最終期限として本条第3項が適用されるものとし、以後も同様とします。</p>	<p>第5条（貸越極度額）</p> <p>1. 貸越極度額10万円以上100万円以下（固定金利型）</p> <p>（1）この契約の取引期限は、契約日の1年後の応当日が属する月の末日（貴行が休業日の場合はその前営業日）とします。</p> <p>（2）取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が満65歳になる月の末日をもってこの契約の取引期限は到来するものとし、その時点をもって最終期限として本条第3項が適用されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>2. 貸越極度額200万円以上500万円以下（変動金利型）</p> <p>（1）この契約の取引期限は、契約日の1年後の応当日が属する月の末日（貴行が休業日の場合はその前営業日）とします。</p> <p>（2）取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が満60歳になる月の末日をもってこの契約の取引期限は到来するものとし、その時点をもって最終期限として本条第3項が適用されるものとし、以後も同様とします。</p>
<p>第6条（利息、損害金）</p> <p>2. 貸越極度額200万円以上500万円以下（変動金利型）</p> <p>（2）この取引の貸越利率は、貴行の短期プライムレートに連動する金利（以下「基準金利」という）を基準とし、基準金利の変動に伴って自動的にその幅と同幅で引き上げまたは引き下げられるものとし、以後も同様とします。変更後の貸越利率は、基準金利が変更されて最初に到来する約定返済日（次条第1項の約定返済日をいう。なお、基準金利の変更日と約定返済日が同日である場合は、その日の属する月の翌月の約定返済日をいう。）から適用するものとし、以後も同様とします。</p>	<p>第6条（利息、損害金）</p> <p>2. 貸越極度額200万円以上500万円以下（変動金利型）</p> <p>（2）この取引の貸越利率は、貴行の短期プライムレートに連動する金利（以下「基準金利」という）を基準とし、基準金利の変動に伴って自動的にその幅と同幅で引き上げまたは引き下げられるものとし、以後も同様とします。変更後の貸越利率は、基準金利が変更された月の翌月の約定返済日（次条第1項の約定返済日をいう）の翌日（貴行が休業日の場合は翌営業日）から適用するものとし、以後も同様とします。</p>
<p>第7条（約定返済）</p> <p>1. 当座貸越元利金等の返済にあたる約定返済日は毎月5日（貴行が休業日の場合は翌営業日。以下「約定返済日」という）とし、前月5日（貴行が休業日の場合は翌営業日）の約定返済後の当座貸越残高（当該日の前日における最終の当座貸越元金の額に前条の定めに従い組み入れられる利息の額を加えた額から、当該日に行われるべき約定返済の額として算定される額を控除することにより計算される当座貸越元利金等の残高をいう。以下同じ）に応じて次の通り返済を行うものとし、以後も同様とします。</p>	<p>第7条（約定返済）</p> <p>1. 当座貸越元利金等の返済にあたる約定返済日は毎月5日（貴行が休業日の場合は翌営業日。以下「約定返済日」という）とし、前月5日（貴行が休業日の場合は翌営業日）現在の当座貸越残高（当座貸越元利金等の残高をいう。以下同じ）に応じて次のとおり返済を行うものとし、以後も同様とします。</p>

前月 5 日 <u>の約定返済後の</u> 当座貸越残高	約定返済額	前月 5 日現在の 当座貸越残高	約定返済額
5,000 円以下	前月 5 日 <u>の約定返済後の</u> 当座貸越残高	5,000 円未満	前月 5 日現在の当座貸越残高
5,000 円超 30 万円以下	5,000 円	5,000 円以上 30 万円未満	5,000 円
30 万円超 50 万円以下	10,000 円	30 万円以上 50 万円未満	10,000 円
50 万円超 100 万円以下	20,000 円	50 万円以上 100 万円未満	20,000 円
100 万円超 200 万円以下	30,000 円	100 万円以上 200 万円未満	30,000 円
200 万円超 300 万円以下	40,000 円	200 万円以上 300 万円未満	40,000 円
300 万円超 500 万円以下	50,000 円	300 万円以上 500 万円未満	50,000 円
500 万円超	60,000 円	500 万円以上	60,000 円

2. <みちのく>Web カードローン「トモカ」

新	旧
<p>第 5 条（貸越極度額）</p> <p>1. 貸越極度額 10 万円以上 100 万円以下（固定金利型）</p> <p>（1）この契約の取引期限は、契約日の 1 年後の応当日が属する月の末日（貴行が休業日の場合はその前営業日）とします。</p> <p>（2）取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が 満 6 5 歳になって最初に到来する取引期限をもって最終期限として本条第 3 項が適用されるものとします。</p> <p>2. 貸越極度額 200 万円以上 300 万円以下（変動金利型）</p> <p>（1）この契約の取引期限は、契約日の 1 年後の応当日が属する月の末日（貴行が休業日の場合はその前営業日）とします。</p> <p>（2）取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が 満 6 0 歳になって最初に到来する取引期限をもって最終期限として本条第 3 項が適用されるものとします。</p>	<p>第 5 条（貸越極度額）</p> <p>1. 貸越極度額 10 万円以上 100 万円以下（固定金利型）</p> <p>（1）この契約の取引期限は、契約日の 1 年後の応当日が属する月の末日（貴行が休業日の場合はその前営業日）とします。</p> <p>（2）取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が満 6 5 歳になる月の末日をもってこの契約の取引期限は到来するものとし、その時点を終最終期限として本条第 3 項が適用されるものとします。</p> <p>2. 貸越極度額 200 万円以上 300 万円以下（変動金利型）</p> <p>（1）この契約の取引期限は、契約日の 1 年後の応当日が属する月の末日（貴行が休業日の場合はその前営業日）とします。</p> <p>（2）取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が満 6 0 歳になる月の末日をもってこの契約の取引期限は到来するものとし、その時点を終最終期限として本条第 3 項が適用されるものとします。</p>
<p>第 6 条（利息、損害金）</p> <p>2. 貸越極度額 200 万円以上 300 万円以下（変動金利型）</p> <p>（2）この取引の貸越利率は、貴行の短期プライムレートに連動する金利（以下「基準金利」という）を基準とし、基準金利の変動に伴って自動的にその幅と同幅で引</p>	<p>第 6 条（利息、損害金）</p> <p>2. 貸越極度額 200 万円以上 300 万円以下（変動金利型）</p> <p>（2）この取引の貸越利率は、貴行の短期プライムレートに連動する金利（以下「基準金利」という）を基準とし、基準金利の変動に伴って自動的にその幅と同幅で引</p>

<p>き上げまたは引き下げられるものとします。変更後の貸越利率は、基準金利が変更されて最初に到来する約定返済日（次条第1項の約定返済日をいう。なお、基準金利の変更日と約定返済日が同日である場合は、その日の属する月の翌月の約定返済日をいう。）から適用するものとします。</p>	<p>き上げまたは引き下げられるものとします。変更後の貸越利率は、基準金利が変更された月の翌月の約定返済日（次条第1項の約定返済日をいう）の翌日（貴行が休業日の場合は翌営業日）から適用するものとします。</p>																																
<p>第7条（約定返済）</p> <p>1. 当座貸越元利金等の返済にあたる約定返済日は毎月5日（貴行が休業日の場合は翌営業日。以下「約定返済日」という）とし、前月5日（貴行が休業日の場合は翌営業日）の約定返済後の当座貸越残高（当該日の前日における最終の当座貸越元金の額に前条の定めに従い組み入れられる利息の額を加えた額から、当該日に行われるべき約定返済の額として算定される額を控除することにより計算される当座貸越元利金等の残高をいう。以下同じ）に応じて次の通り返済を行うものとします。</p>	<p>第7条（約定返済）</p> <p>1. 当座貸越元利金等の返済にあたる約定返済日は毎月5日（貴行が休業日の場合は翌営業日。以下「約定返済日」という）とし、前月5日（貴行が休業日の場合は翌営業日）現在の当座貸越残高（当座貸越元利金等の残高をいう。以下同じ）に応じて次のとおり返済を行うものとします。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="180 853 464 949">前月5日の約定返済後の 当座貸越残高</th> <th data-bbox="464 853 767 949">約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="180 949 464 1046">5,000円以下</td> <td data-bbox="464 949 767 1046">前月5日の約定返済後の 当座貸越残高</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1046 464 1099">5,000円超 30万円以下</td> <td data-bbox="464 1046 767 1099">5,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1099 464 1153">30万円超 50万円以下</td> <td data-bbox="464 1099 767 1153">10,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1153 464 1207">50万円超 100万円以下</td> <td data-bbox="464 1153 767 1207">20,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1207 464 1261">100万円超 200万円以下</td> <td data-bbox="464 1207 767 1261">30,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1261 464 1314">200万円超 300万円以下</td> <td data-bbox="464 1261 767 1314">40,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1314 464 1341">300万円超</td> <td data-bbox="464 1314 767 1341">50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	前月5日の 約定返済後の 当座貸越残高	約定返済額	5,000円以下	前月5日 の約定返済後の 当座貸越残高	5,000円超 30万円以下	5,000円	30万円超 50万円以下	10,000円	50万円超 100万円以下	20,000円	100万円超 200万円以下	30,000円	200万円超 300万円以下	40,000円	300万円超	50,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="801 853 1075 949">前月5日現在の 当座貸越残高</th> <th data-bbox="1075 853 1390 949">約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="801 949 1075 1003">5,000円未満</td> <td data-bbox="1075 949 1390 1003">前月5日現在の当座貸越残高</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1003 1075 1057">5,000円以上 30万円未満</td> <td data-bbox="1075 1003 1390 1057">5,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1057 1075 1111">30万円以上 50万円未満</td> <td data-bbox="1075 1057 1390 1111">10,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1111 1075 1164">50万円以上 100万円未満</td> <td data-bbox="1075 1111 1390 1164">20,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1164 1075 1218">100万円以上 200万円未満</td> <td data-bbox="1075 1164 1390 1218">30,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1218 1075 1272">200万円以上 300万円未満</td> <td data-bbox="1075 1218 1390 1272">40,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1272 1075 1341">300万円以上</td> <td data-bbox="1075 1272 1390 1341">50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	前月5日現在の 当座貸越残高	約定返済額	5,000円未満	前月5日現在の当座貸越残高	5,000円以上 30万円未満	5,000円	30万円以上 50万円未満	10,000円	50万円以上 100万円未満	20,000円	100万円以上 200万円未満	30,000円	200万円以上 300万円未満	40,000円	300万円以上	50,000円
前月5日の 約定返済後の 当座貸越残高	約定返済額																																
5,000円以下	前月5日 の約定返済後の 当座貸越残高																																
5,000円超 30万円以下	5,000円																																
30万円超 50万円以下	10,000円																																
50万円超 100万円以下	20,000円																																
100万円超 200万円以下	30,000円																																
200万円超 300万円以下	40,000円																																
300万円超	50,000円																																
前月5日現在の 当座貸越残高	約定返済額																																
5,000円未満	前月5日現在の当座貸越残高																																
5,000円以上 30万円未満	5,000円																																
30万円以上 50万円未満	10,000円																																
50万円以上 100万円未満	20,000円																																
100万円以上 200万円未満	30,000円																																
200万円以上 300万円未満	40,000円																																
300万円以上	50,000円																																

3. <みちのく>ATMカードローン

新	旧
<p>第5条（取引期限等）</p> <p>1. この取引の期限は、契約成立日の1年後の応答日が属する月の末日（銀行休業日の場合はその前営業日）とします。</p> <p>2. 取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が満65歳になって最初に到来する取引期限をもって最終期限として本条第3項が適用されるものとします。</p> <p>3. 期限の前日までに貴行または私から期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は、次のとおりとします。</p> <p>（1）ローンカードは原則として取引店に返却します。</p> <p>（2）期限の翌日以降、ローンカードを使用した当座貸越はうけません。</p> <p>（3）取引期限における、この契約による当座貸越元利</p>	<p>第5条（取引期限等）</p> <p>1. この取引の期限は、契約成立日の1年後の応答日が属する月の末日（銀行休業日の場合はその前営業日）とします。</p> <p>2. 前項にかかわらず、取引期限の前日までに私または銀行から取引期限を延長しない旨の申し出がない場合には、取引期間はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、延長した場合の取引期間の最終日が私の満65歳になる月の末日を越える延長はしないものとし、申出を要することなく私の満65歳になる月の末日の時点で本条第3項の各号が適用されるものとします。なお、銀行が取引期間延長に関する審査等のために私に資料の提出または報告を求めたときは、私は直ちにこれに応じるものとします。</p> <p>（1）取引期限の翌日以降、私はこの取引による借入は受けないものとします。</p>

<p>金等（当座貸越元金、当座貸越利息に加えて遅延損害金を含む。以下同じ）は、この契約の各条項に従い返済します。</p> <p>（４）取引期限に当座貸越元利金等が無い場合には、期限の翌日にこの契約は当然に解約されるものとします。</p>	<p>（２）私は、貸越元利金等（この取引による貸越元金、当座貸越利息に加えて遅延損害金を含む。以下も同様とする）の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>（３）取引期限にこの契約による当座貸越元利金等がない場合は、取引期限の翌日に、この取引は当然に終了するものとし、銀行所定の方法により契約解除を行うことができるものとします。</p>																				
<p>第7条（約定返済）</p> <p>1. 当座貸越元利金等の返済にあたる約定返済日は毎月5日（貴行が休業日の場合は翌営業日。以下「約定返済日」という）とし、前月5日（貴行が休業日の場合は翌営業日）の約定返済後の当座貸越残高（当該日の前日における最終の当座貸越元金の額に前条の定めに従い組み入れられる利息の額を加えた額から、当該日に行われるべき約定返済の額として算定される額を控除することにより計算される 当座貸越元利金等の残高をいう。以下同じ）に応じて次の通り返済を行うものとします。</p> <table border="1" data-bbox="181 853 778 1193"> <thead> <tr> <th>前月5日の約定返済後の 当座貸越残高</th> <th>約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>前月5日の約定返済後の 当座貸越残高</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 30万円以下</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>30万円超 50万円以下</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円超</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	前月5日の約定返済後の 当座貸越残高	約定返済額	5,000円以下	前月5日の約定返済後の 当座貸越残高	5,000円超 30万円以下	5,000円	30万円超 50万円以下	10,000円	50万円超	20,000円	<p>第7条（約定返済）</p> <p>1. 当座貸越元利金等の返済にあたる約定返済日は毎月5日（貴行が休業日の場合は翌営業日。以下「約定返済日」という）とし、前月5日（貴行が休業日の場合は翌営業日）現在の当座貸越残高（当座貸越元利金等の残高をいう。以下同じ）に応じて次のとおり返済を行うものとします。</p> <table border="1" data-bbox="804 853 1399 1149"> <thead> <tr> <th>前月5日現在の 当座貸越残高</th> <th>約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円未満</td> <td>前月5日現在の当座貸越残高</td> </tr> <tr> <td>5,000円以上 30万円未満</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>30万円以上 50万円未満</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円以上</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	前月5日現在の 当座貸越残高	約定返済額	5,000円未満	前月5日現在の当座貸越残高	5,000円以上 30万円未満	5,000円	30万円以上 50万円未満	10,000円	50万円以上	20,000円
前月5日の約定返済後の 当座貸越残高	約定返済額																				
5,000円以下	前月5日の約定返済後の 当座貸越残高																				
5,000円超 30万円以下	5,000円																				
30万円超 50万円以下	10,000円																				
50万円超	20,000円																				
前月5日現在の 当座貸越残高	約定返済額																				
5,000円未満	前月5日現在の当座貸越残高																				
5,000円以上 30万円未満	5,000円																				
30万円以上 50万円未満	10,000円																				
50万円以上	20,000円																				

※本契約約款の変更は民法 548 条の 4 の規定を適用するものとします。